明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○情報処理の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（四四二）　三
○旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（四四三）　四
○旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（四四四）　五
○政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（四四五）　六
○政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（四四六）

〔府　令〕
○内閣府所管旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令（内閣府七七）
○内閣府の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（同七八）　六
○内閣府の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同七九）
○貸金業法施行規則及び内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（同八〇）
○消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令（同八一）

〔府令・省令〕
○犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業一）　七
○国土交通省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・国土交通四）　七

〔省　令〕
○職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一七五）　七
○国民年金法施行規則の一部を改正する省令（同一七六）　三
○道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（国土交通八七）　四
○公営住宅法施行規則の一部を改正する省令（同八八）　三五
○旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（同八九）　三五

〔規　則〕
○人事院規則一―三八（人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用）の一部を改正する人事院規則（人事院一―三八―一）　三六
○人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部を改正する人事院規則（同九―七―一九）　三六
○人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則（同九―一七―一四五）
○人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則（同九―一二三―二五）

〔告　示〕
○平成二十七年厚生労働省告示第二百三十三号の一部を改正する件（厚生労働四八五）　三六
○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件（同四八六）　三六
○租税特別措置法第三十七条第一項の表第十号及び第六十五条の七第一項の表第十号の規定の適用を受ける船舶を指定する件の一部を改正する告示（農林水産・国土交通四）　三七
○自動車登録番号標等の表示の位置及び表示の方法の基準を定める告示（国土交通一二六五）　三七
○自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標に取り付けることのできる物品を定める告示（同一二六六）　三八
○平成七年運輸省告示第四十号の一部を改正する件（同一二六七）　三八
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一二六八）　三九
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同一二六九）　三九
○地すべり防止区域を指定する件（同一二七〇）　四五
○新会社がその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針の一部を改正する告示（同一二七一）　四五
○新会社がその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針（同一二七二）　四五
○租税特別措置法第十一条第一項の表第二号及び第四十三条第一項の表第二号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示の一部を改正する告示（同一二七三）　四六
○特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件及び用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を定める件の一部を改正する件（同一二七四）　四七
○道路に関する件（東北地方整備局二〇七～二〇九）　四七
○道路に関する件（関東地方整備局四一二）　四八

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。